

松江市立図書館雑誌スポンサー募集要領

1 雑誌スポンサー募集の目的

雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、松江市立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書資料等を確保し、もって市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とする。

2 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサーが広告掲載料を負担し、図書館に配架する提供雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサー名を表示し、裏面には広告を表示することができる。なお、雑誌の調達は図書館が行うものとする。また、図書館へ納入された雑誌は図書館の所有とする。

3 雑誌スポンサー及び広告の対象

企業、事業者及び団体

ただし、松江市広告掲載基準第5条に規定する業種を除いたものとする。

4 広告掲載料

- (1) 広告掲載料は、雑誌1冊当たり年額10,000円とする。
- (2) 雑誌スポンサーが雑誌5冊分をまとめて契約する場合は年額40,000円とし、10冊分まとめて契約する場合は年額7万円とする。
- (3) 年度途中で雑誌スポンサーを決定した場合の広告掲載料は、広告掲載等を開始した月から当該年度の3月までの月割りで計算した額（100円未満の端数切捨て）とする。
- (4) 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊した場合は、図書館と協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

5. 広告掲載料の納付

広告掲載料は、広告掲載等承認後、市長の指定する期日までに一括して納付しなければならない。

6. 対象とする雑誌

図書館が作成した「雑誌リスト」より選定することとする。

7. 広告の規格・表示方法

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面に、スポンサー名等のみを表示するものとする。
表示の大きさ 縦4cm、横13cm以内

貼付位置 最新号カバー底辺より4cm以上上部の中央

- (2) 最新号カバーの裏面には、広告チラシを1枚挿入することができる。広告チラシは片面印刷のものとし、最新号カバーに収まるサイズとする。なお、広告は雑誌スポンサー申込者が作成することとする。
- (3) 表示期間は契約期間内の発行雑誌とし、随時、広告の内容を変更することができることとする。ただし、表示の開始は、支払い確認後とする。
- (4) 雑誌の配架位置は図書館が決定する。

8. 広告の期間

広告の期間は原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）とし、年度の途中からの場合には図書館が掲出を決定した日の翌月から3月31日とする。

9. 雑誌スポンサーの募集及び申込み

- (1) 雑誌スポンサーの募集は、広告の規格その他必要な事項を明示して、松江市及び図書館ホームページ等により公募する。
- (2) 雑誌スポンサー希望者は、松江市立図書館雑誌スポンサー申込書（[様式第1号](#)）に必要事項を記入し、図書館に持参、又は郵送のいずれかの方法により提出することとする。
- (3) 申込みは、随時受付けることとする。

10. 雑誌スポンサーの選定及び承認

- (1) 松江市立図書館雑誌スポンサー申込書の受理後速やかに審査し、松江市立図書館雑誌スポンサー決定通知書（[様式第2号](#)）により、通知することとする。
- (2) 雑誌スポンサーの審査は、松江市広告掲載基準に基づき行い、同一の雑誌に複数の応募があった場合は、申込み順とする。なお、応募が同日であった場合は、抽選により決定する。
- (3) 広告掲載等の承認を受けた者は、教育委員会が指定する期日までに、松江市立図書館雑誌スポンサー承諾書（[様式第3号](#)）を提出しなければならないこととする。